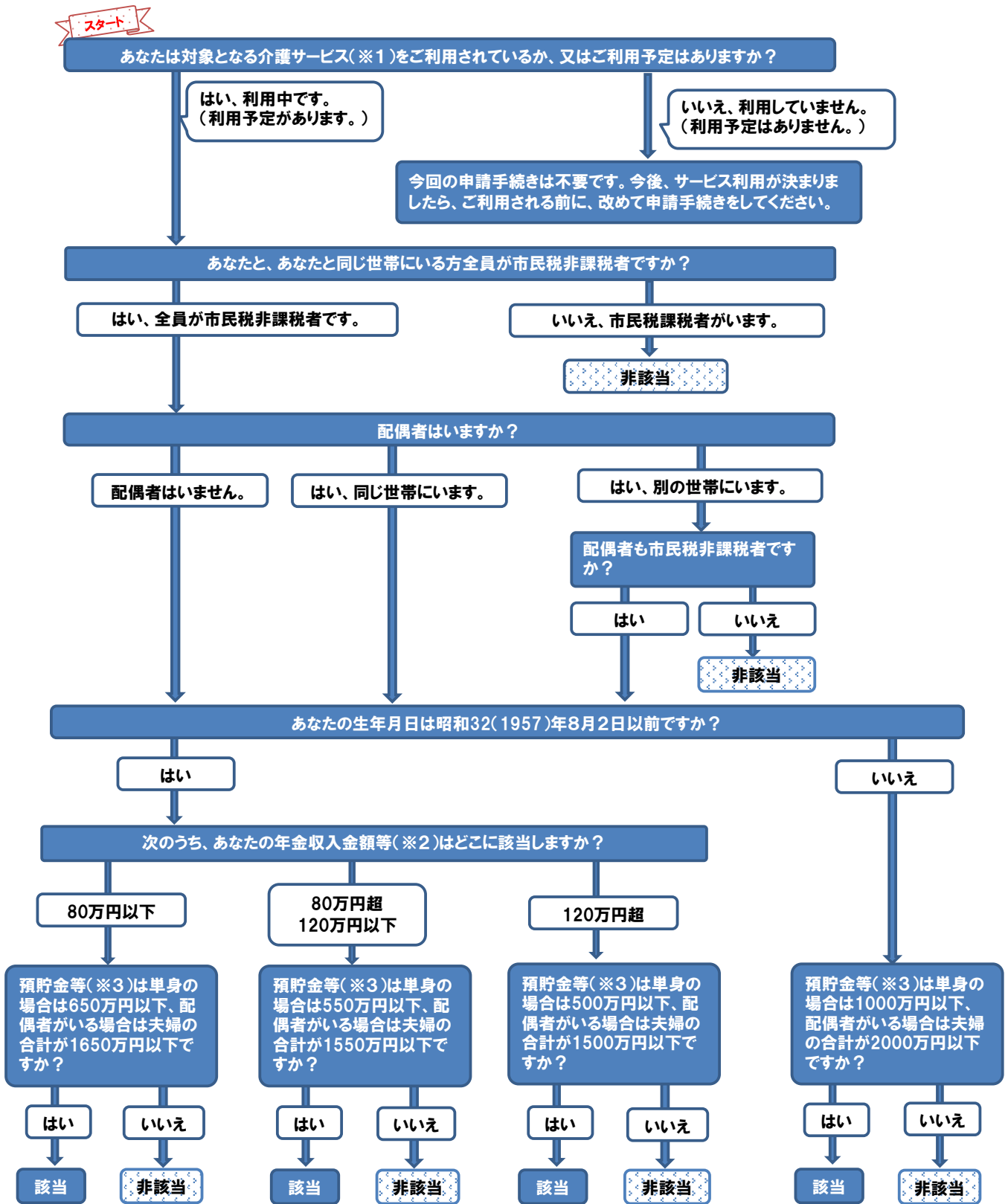


フロー図

○申請書をご提出いただく前に、下のフロー図で負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。

○非該当となる方から申請書をご提出いただいても、負担限度額認定証は交付されません。



※1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院への入所、またはショートステイ(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護)の利用

※2 公的年金等収入額と非課税年金収入額(基礎年金、厚生年金、共済年金等の遺族年金又は障害年金)とその他の合計所得金額(税法上の合計所得金額から公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額。マイナスの場合は0円として計算)の合計

※3 預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債(住宅ローンや借入金等)を差し引いた金額

(裏面もご確認ください。)

提出物チェックシート

申請書等をご提出いただく前に、再度、提出物についてご確認ください。

- 介護保険負担限度額認定申請書（裏面の同意書への記入も必要です。）

+

（表面）

（裏面）

- 被保険者と配偶者の資産額と名義人が確認できる書類

※被保険者が生活保護等を受給されている場合は提出不要です。

預貯金通帳の写しは、口座を複数お持ちの場合、すべてを提出する必要があります。

- ・普通預金…通帳の名義人が確認できるページ及び残高が確認できるページ
- ・定期預金…通帳の名義人が確認できるページ及び預入金額が確認できるページ



通帳の表紙(例)

2か月以内に
記帳しているもの

普通預金の最終記帳ページ(例)

定期預金の預入金額がわかるページ(例)

通帳の入手が困難な場合は、キャッシュカードの表面のコピー（口座名義人の確認）及び直近の利用明細のコピー（残高の確認）の提出でも受付できます。